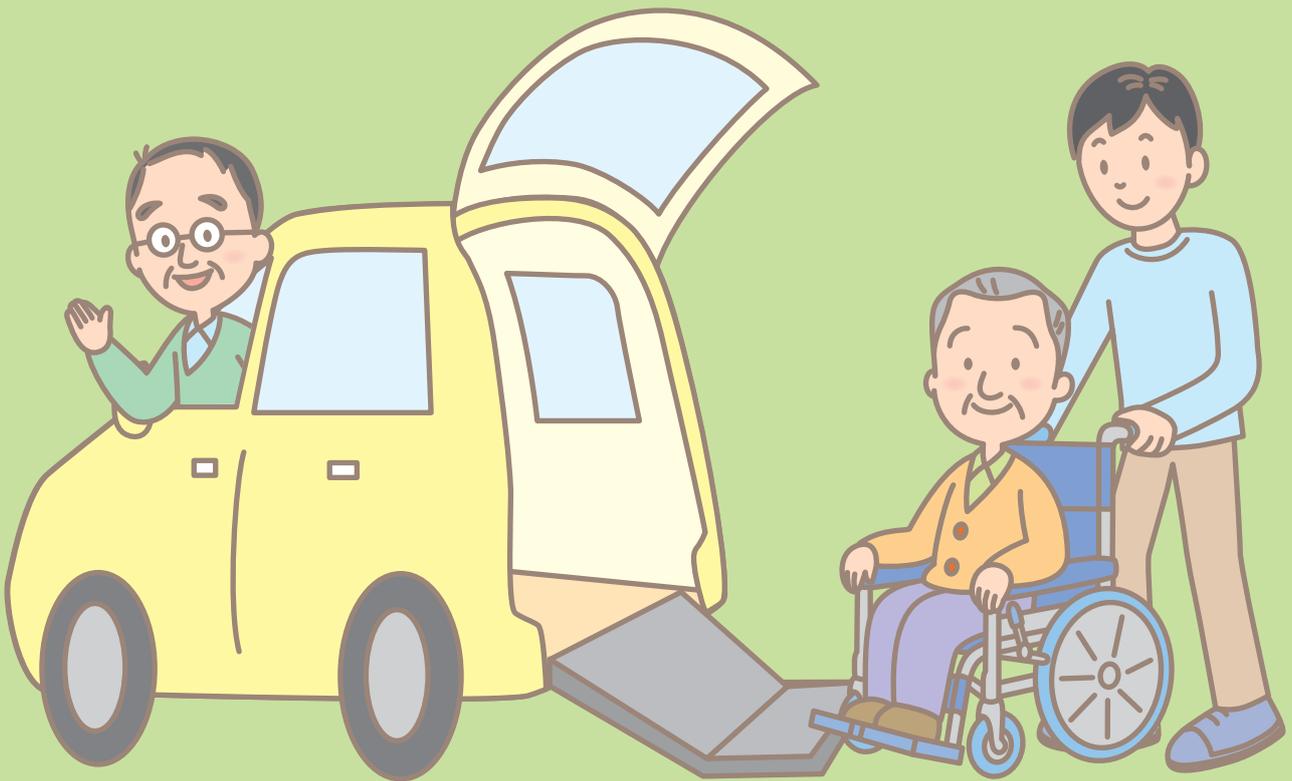


ハンディキャブ

Handy Cab



社会福祉法人
豊島区民社会福祉協議会



ハンディキャブは、障がいのある方や高齢の方などが、車椅子に乗ったまま乗り降りできるリフト付自動車の運行を、地域のみなさんの参加と協力で行う会員制の福祉有償運送サービスです。

ハンディキャブを **利用できる方**

身体障がい・高齢・難病・疾病その他の理由により車椅子等を利用しなければ外出が困難な方で、鉄道・バス・タクシーなど一般公共交通機関を利用することが困難な方。

運行時間

原則として、平日の午前9時から午後5時までです。ただし、協力会員の協力が得られれば土日祝日や朝夕も可能な限り運行します。

利用料について

- 1 利用料 最初の1時間は700円
以降30分ごとに350円加算
- 2 燃料費 豊島区域内 無料
豊島区域外 25円/km

※豊島区域外利用の場合は、回送分の時間数、距離数が加算されます。
※お支払いはゆうちょ銀行口座（自動払込み）を利用させていただきます。

利用の申込方法

利用したい日時が決まりましたら、電話などでお申込みください。

- 受付期間は利用したい日の1ヶ月前から1週間前まで
- 受付時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（申込み開始日が土・日・祝祭日など事務所が休みの場合はその前日から）

※初めての利用が決まりましたら、担当職員が訪問し、入会手続き等のご説明をさせていただきます。

区内にお住まいで、このサービスを必要としている方。会費は年額 1,000 円です。



利用会員

ハンディキャブ運行に **ご協力くださる方**

ハンディキャブの運行に熱意と理解があり、自動車運転免許をお持ちで、安全運転を遵守できる方（第一種運転免許を受けている方は、国土交通大臣が認定する講習受講が必要になります）。

このサービスに理解のある方。会費はありません。



協力会員

謝礼金について

最初の1時間は700円、以降30分ごとに350円加算
※ゆうちょ銀行口座（自動受取り）によりお支払いします。

保険について

自動車運行中の事故に備えて、保険に加入しています（車両、対物、対人）。また、協力会員の方の活動中の事故に備えて、社会福祉協議会災害保障保険に加入します。
※保険料は社会福祉協議会で負担します。

車両の貸出しについて

- ハンディキャブ利用会員登録が必要です。
- 申込み 利用日3ヶ月前から1ヶ月前まで
- 貸出期間 連続4日間まで
- 受渡し 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
- 運転手 利用する方でお探しくください(21歳以上)。事前に運転研修を受けていただきます。
- 利用料 無料（ただし燃料は満タンにし、車両内外は清掃して返却）

介助者について

協力会員は、運転中は安全確保の為に利用者の介助はできません。常に介助が必要な方は介助者を同伴してください。

サービスのしくみ

サービスの依頼
会員登録
利用料支払い

サービス提供

登録研修
会員登録

サービス提供依頼
謝礼金支払い



ハンディキャブ
担当

使用車種 及び 定員

ハイエース

●車椅子の利用は

車椅子 2 台まで …… 

付添人 5 人まで ……     

●ストレッチャーの利用は

ストレッチャー 1 台と 

付添人 4 人まで ……    

ワゴンR

車椅子 1 台まで …… 

付添人 1 人まで …… 

パネット

車椅子 1 台まで …… 

付添人 3 人まで ……   

ラクティス

車椅子 1 台まで …… 

付添人 2 人まで ……  

ミニキャブ

車椅子 1 台まで …… 

付添人 2 人まで ……  

※付添人は、原則として最小限介護に必要な人数のみの乗車しかできません。

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

ハンディキャブ運行事業

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎

☎ 03 (5396) 4954

FAX 03 (3981) 2946

豊島区民社会福祉協議会ホームページ <http://www.toshima.ne.jp/~shakyo/>



東京都福祉推進センター
ふくしい